

特定非営利活動法人二枚目の名刺 二枚目会員(賛助会員)規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第6条(2)に規定する二枚目会員について、定款に定めるもののほか、特定非営利法人二枚目の名刺(以下「当法人」という。)への入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(入会手続)

第2条 二枚目会員になろうとする者は、当法人の二枚目会員規程を承諾した上で、定款第7条2項に規定する入会申込書を提出しなければならない。

2 前項の入会申込書は別紙のとおりとする。ただし、電子的方法による入会登録の場合は、代表理事が別に定めることができるものとする。

(会費)

第3条 定款第8条の理事会が定める会費は、1口5,000円(年額)とする。

(会費の納入)

第4条 二枚目会員は、次の納期までに会費を納入しなければならない。

- (1) 初回 入会申込書の提出から10日経過日以降の最初の決済日
- (2) 2回目以降 前回の納入期限から1年経過した日が属する月の決済日

2 二枚目会員は、会費の口数を、代表理事あて口数変更届の提出により変更することができる。

3 納入期限から1年経過後までに会費の納入がないときは、定款第9条(3)の「継続して1年以上会費を滞納したとき。」の規定により、二枚目会員の資格を喪失するものとする。

4 会費の滞納期間においても、前項の規定により資格を喪失するまで会員資格は保持するが、当法人は、特典の全部又は一部を提供しないことができる。

(二枚目会員の特典)

第5条 二枚目会員は次のような特典を受けることができる。

- (1) 入会時に二枚目会員用の名刺を受けること。
- (2) 毎年当法人の活動報告書を受けること。
- (3) 電子メール等により、当法人が主催するイベントに関する情報提供を受けること。
- (4) 当法人が主催する交流会等に招待されること(無償又は有償)。

(会費の用途)

第6条 会費は、当法人が主催するサポートプロジェクトその他当法人の活動・運営のために使用される。

(個人情報保護)

第7条 二枚目会員に関する個人情報は、個人情報保護法及び当法人のプライバシー・ポリシーに従い適切に管理するものとする。

2 二枚目会員は、当法人の活動に際し知り得た個人情報について、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとし、本人の同意がない限り、本人が認めた利用目的以外の目的で利用し、又は、第三者に対して提供してはならない。

(二枚目会員の資格の喪失)

第8条 定款第9条の規定により二枚目会員の資格を喪失した場合は、納付された会費の返還は行わない。

(理事会への報告)

第9条 代表理事は年に1回以上は、二枚目会員となった者を理事会に報告する。また、資格の喪失及び退会した者について理事会に報告するものとする。

(改正)

第10条 この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定めることができる。

附則

この規程は、2020年12月16日より施行する。

附則(2021年6月23日)

改定後のこの規程は2021年6月23日より施行する。

別紙

二枚目会員入会申込書

年 月 日

特定非営利法人 二枚目の名刺
代表理事 殿

このたび、貴法人の目的に賛同し下記書類を添付して入会の申込をいたします。

申込口数 口(円)

※ 1口 5,000円(年)

1 氏名(ふりがな)

(記名押印又は署名)

2 住所 〒

3 電話番号

4 メールアドレス